令和2年度 10月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年10月30日(金) 午後3時00分から3時50分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(14人)

1番 (会長) 本間雄一2番 本間直一3番 池田一彦4番 江端美春5番 大嶋喜芳6番 梶原政好7番 髙杉隆司8番 髙井利明10番 松井市雄11番 岩野惣市郎12番 鈴木淳子13番 丸山和秀

- 14番 渡邉正行 15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫
- 4 欠席委員 9番 原田秀一
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第37号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第38号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 中島 剛 事務局次長 佐藤 清隆 農地係長 五十嵐芳彰 農政振興係長 高橋智恵子

7 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、これより10月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。

本日は、欠席届が出されております。

9番 原田秀一委員がご欠席です。

本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定 足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたしま す。

それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を 務めていただきます。よろしくお願いします。

議長

委員の皆さん、大変お疲れ様です。10月の定例総会ということで お集まりいただき、ありがとうございます。

稲刈りも終わりましたが、農業政策にいろいろ問題があるようです。 米余りの状況も懸念されます。

今月から農業者年金の加入強化推進月間になっていますが、西区は、 委員の皆さんのご協力により、ほぼ目標達成しているという状況です。 日頃の皆さんの農業委員活動の成果と感謝しています。

では案件審査に入ります。よろしくお願いします

議長

それでは、議事録署名委員について、お諮りします。

議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

議長

皆さんからご異議がございませんので、10番、松井市雄委員、 11番、岩野惣市郎委員を指名します。

それでは、議事として提案している案件に入ります。

議事の都合上、追加議案の議案第41号、農地法第3条許可申請に 関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお 開き下さい。

10月総会における許可案件は、坂井輪地区、5条許可1件、赤塚地区、5条許可1件、中野小屋地区、3条許可1件、黒埼地区、3条許可1件、4条許可1件、5条許可1件、相続税納税猶予1件、計4件、全地区合計7件です。

それでは、議案を説明します。

23ページ、議案第41号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和2年10月27日付け、新潟市長許可農地法第3条申請に対して、農業委員会に意見照会があったものです。

第1地域、中野小屋地区です。1号、所在は西区前野外新田で、田6筆2,083㎡について売買する案件です。賃貸借により耕作している農地を、経営の安定を図るため買い受けるものです。調査委員会案件です。

続いて第2地域、黒埼地区です。2号、所在は西区板井で、田6筆3,060㎡について、農業経営者である後継者に使用貸借する案件です。申請理由は、農業者年金受給要件を満たすため、貸借するものです。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。

第1地域調查委員長(6番)

第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。

調査案件は、議案第41号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。

23ページは、農地法第3条許可申請です。1号は中野小屋地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。

申請地は西区前野外新田で、農振農用地の田6筆、合計2,083㎡ を売買する案件です。

申請地について、10月14日に現地確認を行った結果、現況は田 として耕作管理されていました。

申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。

続いて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、 申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認 しました。

申請地はこれまでに2度、競売が行われたのですが、買手が付かず にいたところ、申請地のうち4筆を利用権設定して耕作している地元 の農家が取得することで、話がまとまったとのことです。

つぎに、作付予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従

事状況についても確認しました。

委員長から、所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている 箇所はないかとの質問があり、譲受人からどちらも無いとの回答があ りました。

調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。

最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作する よう説明を行い、調査を終えました。以上です。

議長

事務局の説明と第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今 の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。

議案第41号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、 お諮りします。

議案第41号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

議案第41号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。

次に、議案第37号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第38号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議事の都合上、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

4ページ、議案第37号、農地法第4条許可申請に関する処分決定 についてです。

第2地域、黒埼地区です。1号、所在は西区木場で畑1筆 1,257㎡の内、922㎡について、農家住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。

5ページ、議案第38号、農地法第5条許可申請に関する処分決定 についてです。

第1地域、坂井輪地区です。1号、所在は西区小新で、田2筆 928㎡について、仮設現場事務所とするものです。隣接する工業団 地造成のための賃貸借による一時転用です。農地区分は農用地です。 賃貸借による一時転用期間は、令和2年11月1日から令和4年8月20日までとなっております。

次に、第1地域、赤塚地区です。2号、所在は西区谷内で、畑1筆220㎡について、使用貸借により農家住宅建築敷地とするものです。 農地区分は第1種農地です。

次に、第2地域、黒埼地区です。3号、所在は西区黒鳥で、畑4筆521.59㎡について、賃貸借により食堂建築敷地とするものです。 農地区分は第1種農地です。隣接する農業生産法人と連携し、地域で 取れた食材を、地元住民に提供する施設として建築するものです。

3件とも、調査委員会案件です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各調査委員長から報告をお願いします。

第1地域調査委員長(6番)

調査案件は、議案第38号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。

5ページは、農地法第5条許可申請です。1号は坂井輪地区です。 はじめに事務局から概要説明を受けました。

申請地は西区小新で、農振農用地の田2筆、928㎡を賃貸借する 案件です。

申請地について、10月14日に現地確認を行った結果、現況は休 耕田となっていました。

譲受人は隣接区域の工業団地整備事業で造成工事を請負う建設業者で、申請地を仮設現場事務所として一時転用する計画です。

申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示 内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明が ありました。

つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。

委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。

地元委員から、工事完了の際は、農地として耕作できるよう、きちんと復旧して返還するよう指示があり、代理人がこれを了承しました。申請地は農振農用地で、転用許可基準、アー(イ)ーcの「3年以内の一時転用で、当該農地が必要であると認められること」に該当す

るため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断 しました。

最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工事完了の際は農地に復元すること、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。

2号は赤塚地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。 所在地は西区谷内で、市街化調整区域内の畑1筆、220㎡を農家 住宅用地として使用貸借する案件です。

申請地について、10月14日に現地確認を行った結果、現況は畑 として利用されており、一部には農業用資材が積まれていました。

つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から、申請地の場所及び面積、 申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請 書のとおり相違ない旨、確認しました。

譲受人は農業の後継者で、父が所有する農地に個人住宅を建てて移り住む計画です。なお、建築予定の建物は農家住宅の要件を満たしており、開発許可は不要です。

委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲 受人から、違反転用はないとの回答がありました。

地元委員から、集落の活性化のためにも、地元に家を建てて住むの は良いことだとの意見がありました。

申請地は農振農用地区域に隣接する既存集落内の第1種農地で、転用許可基準、イー(イ)ーcー(e)の「住宅、その他周辺地域の居住者の生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、他の土地での代替性がないこと」に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。

最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工 事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。

第2地域調査委員長(10番)

調査案件は、議案第37号、農地法第4条許可申請に関する処分決 定について、1件、議案第38号、農地法第5条許可申請に関する処 分決定について、1件、計2件です。

4ページは、農地法第4条許可申請です。1号は黒埼地区です。 はじめに事務局から概要説明を受けました。

申請地は西区木場で、市街化調整区域の畑1筆、1,257㎡のうち922㎡を農家住宅建築敷地とする案件です。

申請人は新潟市が行う公共工事により自宅が収用にかかり、移転先

として自己所有農地を転用することになったとのことです。なお、転 用事業にかかる資金は収用による補償金で全てまかなう計画です。

また、建築予定の建物は農家住宅の要件を満たしており、開発許可は不要です。

申請地について、10月14日に現地確認を行った結果、現況は畑で、ビニルハウスが5棟建っており、一部は耕作用通路となっていました。

申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示 内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明が ありました。

つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、 申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請 書のとおり相違ない旨、確認しました。

委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲 受人から、違反転用はないとの回答がありました。

また、地元委員から、乗り入れ口について質問があり、申請人から、 新潟市及び土地改良と協議して確保しているとの説明がありました。

事務局から、一部転用のため農地として残る部分がある、分筆しないと地目変更登記ができないとの説明があり、申請人から、問題はないとの回答がありました。

申請地は河川と県道、排水処理池に囲まれた第3種農地で、農地転用許可基準 x-(r)-b-(a)の「住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。

最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事 完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。

次に5ページは、農地法第5条許可申請です。3号は黒埼地区です。 はじめに事務局から概要説明を受けました。

申請地は西区黒鳥で、市街化調整区域の畑4筆、合計 521.59㎡を賃貸借する案件です。

申請地について、10月14日に現地確認を行った結果、現況は畑となっていました。

譲受人は食品の加工販売や飲食店の経営を行う地元の法人です。譲渡人もその法人の経営に加わっており、地元農産物の加工販売と地元住人の食堂を開く計画です。

申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示

内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。

つづいて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、 申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請 書のとおり相違ない旨、確認しました。

委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、譲 受人から、違反転用はないとの回答がありました。

申請地は、農振農用地区域に隣接する既存集落内の第1種農地で、 転用許可基準 イー(イ)ーcー(e)の「住宅、その他周辺地域の 居住者の生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの で、他の土地での代替性がないこと」に該当するため、参集委員によ り協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。 最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工 事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。

その他、調査委員会案件以外の議案についても審議を行い、問題ないと判断しました。以上です。

議長

事務局の説明及び各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今 の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。

議案第37号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、 お諮りします。

議案第37号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

議案第37号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。

次に、議案第38号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。

議案第38号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

次に議案第39号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分 決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

6ページ、議案第39号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願 の処分決定についてです。

第2地域黒埼地区。1号、所在は西区金巻で、田畑合計23筆、 16,550㎡について、相続税納税猶予の申請を行うものです。 申請人は、西区金巻で、枝豆、水稲を中心に農業経営を行っていま す。調査委員会案件です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長より報告をお願いします。

第2地域調査委員長(10番)

調査案件は、議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、1件です。

6ページ、相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。1号は黒 埼地区です。

はじめに事務局から概要説明を受けました。

申請地は西区金巻で、農振農用地の田及び畑、合計23筆、

 $16,550 \,\mathrm{m}^2 \,\mathrm{ct}$

10月14日申請地の現地確認を行った結果、現況は農地として利用されていました。

つづいて聞き取り調査に移り、申請人から聞き取りしました。

申請人は、相続以前から申請地を耕作しており、今後も可能な限り農業を継続するとのことです。

事務局から、今後、農業経営の廃止又は、農地の適正管理がされない場合は、納税猶予が打ち切りとなることもあるので、引き続き耕作するよう説明し、調査を終えました。

参集委員により協議した結果、引き続き農業経営を行っていくと認められたため、適切な申請であると判断しました。以上です。

議長

事務局の説明と第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今 の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。

議案第39号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定 について、お諮りします。

議案第39号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

議案第39号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。

続きまして、議案第40号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

7ページ、議案第40号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設 定だけで、農地中間管理事業による利用権設定はありません。

地区は、黒埼地区だけで、契約期間10年のものが1件、田、面積が848㎡です。新規分の利用権設定の合計も同じです。

次に表の右、所有権移転に関する部分は、売買のみです。

赤塚地区、売買が3件、畑、面積が2,360㎡、内野地区、売買が1件、田、面積が2,177㎡、坂井輪地区、売買が1件、田、面積が1,976㎡、以上、所有権移転、売買の合計は5件、面積が6,513㎡です。

また、表の右下、賃貸借と所有権移転の合計は6件、面積、7,361㎡です。

9ページ、合計の地区別実績表です。今月は更新分がありませんので、先ほどの新規分と同じ表となります。

10ページ、提案文です。

「議案第40号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集 積計画の決定について、下記のとおり提案する。

令和 2 年 1 0 月 3 0 日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄 一 |

その下の1号が新規分の利用権設定に関するもの、また11ページの1号から5号が売買に関するものです。

12ページ、定例総会で承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和2年11月16日です。

以上です。 議長 ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第40号には委員関連 の案件がありますので、先議を行います。 議案書11ページ4号は、出席委員が関係する案件ですので、農業 委員会等に関する法律第31条第1項の、議事参与制限の規定により、 関係委員は退室をお願いします。 (関係委員 退室) 議長 それでは、議案書11ページの4号について、ご質問、ご意見はあ りませんか。 (質問、意見なし) 議長 ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することに ご異議ありませんか。 (異議なし) 議長 異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、委員から入室していただいてください。 (関係委員 入室) 次に、ただ今、先議しました案件以外について審議します。ご質問、 議長 ご意見はありませんか。 (質問、意見なし) ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。 議長 議案第40号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮り します。 議案第40号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)

議長

議案第40号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に、報告事項に入ります。

報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

3ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にま とめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区 合計35件です。

13ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。

全地区合計15件、田畑合計131筆、78,072.82㎡の解 約を受理しました。なお、7号、14号、15号以外は、工業団地造 成となる農地の解約です。

17ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。

全地区合計7件、田畑合計141筆、93,583㎡の相続による 届出を受理しました。

なお1号、2号の委員会による農地売却等あっせんの希望は、農業 委員等関係機関に情報提供を行っています。

19ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。

全地区合計 9 件、田畑合計 2 1 7 筆、 9 6 , 6 0 1 . 7 7 ㎡の転用届出を受理しました。

22ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの4件、うち転用許可を受けているもの1件、転用許可を受けていないもの3件、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地としたもの3件、一部農地としたもの1件として回答しました。

以上です。

議長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。 以上で議事として提案した案件について終了しますが、これまでの 議事の中で、委員の皆さんから、何かありませんでしょうか。

農政振興部会長(8番)

10月22日に開催した第1回農政振興部会の報告をします。 出席委員は、農業委員8名、推進委員7名、合計15名でした。 議事は、令和3年農作業賃金等の標準額について、農業者年金の加入推進について、新規就農者の経営状況等についての3件です。

1件目の令和3年農作業賃金等の標準額は、新潟県の最低賃金や今年の農協の農作業標準料金、他の農業委員会の標準額を参考に協議しました。協議の結果、配布した令和3年農作業賃金等の標準額のとおり変更することにしました。臨時雇用賃金の、田・畑・果樹作業の標準額は、県の最低賃金額が時間額で昨年の830円から831円に引き上げられましたが、1日8時間労働で計算した場合6,648円となり、現在の6,700円を超えないため、据え置きとしました。

次に、機械作業等請負料金は、作業項目ごとに協議し、色彩選別作業の料金を1キロ当り15円から20円に改定することにしました。

この令和3年農作業賃金等の標準額の表は、11月対策委員会で全 委員に配布するほか、農協の各支店等にも配置します。また、西区農 業委員会だよりの令和3年2月号に掲載する予定です。

2件目は農業者年金の加入推進についてです。

令和2年度の加入推進活動基本方針に基づき、令和2年度加入推進 活動計画による取り組みなどについて説明がありました。

具体的な活動は、これまで同様に、「地区別加入推進班」を編成し、加入推進名簿を基に、戸別訪問等により働きかけを行うことで決定しました。

なお、戸別訪問の際は、新型コロナウイルス感染予防に十分配慮し、 新たに作成した「不在連絡票」等を活用し、不在の際には、訪問の趣 旨、訪問者及び連絡先を伝えることで接触機会を減らすこととしまし た

3件目の新規就農者の経営状況等は、平成29年度からの新規就農者等で法人3社と個人2名の現在の経営状況等の報告がありました。 就農時と就農後の経営状況等について、現地の状況や地元委員の意見 を参考に、意見交換をしました。順調に営農し、経営規模拡大してい る方がいたほか、計画通りにいっていない方もいましたので、状況によっては適宜、地元委員の助言等も必要であること。また、今後も継続して現地確認等が必要であるとの意見が出ました。

詳細は、改めて11月の対策委員会で全委員の皆さまに報告をさせていただく予定です。

以上で、農政振興部会の報告を終わります。

議長

ただ今、農政振興部会報告がありましたが、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

事務局から報告事項等はありませんか。

事務局

24ページ、11、12月の業務日程です。

はじめに11月の日程です。

16日、月曜日、午後2時30分から金沢市農業委員会の先進地視察研修を受け入れます。農業新聞の記事で西区の荒廃農地の解消に向けた取り組みなどをご覧になったということで、委員5名と事務局1名の計6名が西区に視察に来られます。当日は会長と事務局とで対応する予定です。

19日、木曜日、午後1時30分から燕三条地場産業振興センターで新潟県農業委員会大会が開催されます。今回は新型コロナウイルス感染症の対応として、主催者から参加者の人数調整の依頼があり、役員等を中心に参加いただきます。

また岩野委員が、農業委員会委員として10年以上勤務されました ので、一般社団法人新潟県農業会議会長表彰を受けられます。

25日、水曜日、午後3時から第1地域対策委員会を開催し、終了 後に調査委員会を開催します。

翌26日、木曜日、午後3時から第2地域対策委員会を開催し、終 了後に調査委員会を開催します。

30日、月曜日、午後3時から11月定例総会を開催します。 会場はいずれも区役所303会議室です。

次に11月の申請締切日です。農地法11月総会分が11月10日、 大曜日、農業経営基盤強化促進法12月総会分が11月25日、水曜 日です。 次に12月の業務日程です。

1日、火曜日、午後1時30分から翌2日、午前11時まで、令和 2年度新潟県女性農業委員等研修会及びにいがた女性農業委員の会 第19回定例総会が中央区で開催されます。江端委員、鈴木委員が参 加されます。

22日、火曜日、午後3時から第1地域対策委員会を開催し、終了 後に調査委員会を開催します。

翌23日、水曜日、午後3時から第2地域対策委員会を開催し、終 了後に調査委員会を開催します。

会場はいずれも区役所303会議室です。

25日、金曜日、午後3時から12月定例総会を健康センター棟 104・105会議室で開催します。推進委員の皆さんからも参加い ただき、終了後に委員研修会を予定しています。

次に、令和2年度新潟県農業委員会大会における要請決議に関する 意見照会についてです。

このたび、新潟県農業会議から、11月19日に開催される新潟県 農業委員会大会で決議が予定されている「農地利用の最適化に向けた 施策推進に関する要請」の素案をとりまとめたので、これに対する意 見を提出してほしいとの依頼がありました。

このことから、農業委員及び推進委員の皆さんに要請決議の素案を配布し、意見照会を行ったところでありますが、ご意見等の提出がなかったので、当委員会からの意見はなしと報告します。以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、以上で11月の定例総会を閉会します。

議事領	議事録に相違ないことを認める。						
議	長	本	間	雄	_		
署名	委員	松	井	市	雄		
署名	委員	岩	野	惣市	方郎		